平成３０年（フ）第３６４号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目15―５、住民票上の住所福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目３番３―207号
債務者　ｃｏｕｎｔｒｙ―ａｎｇｅこと　伊藤博明
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３６５号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目15―５、住民票上の住所福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目３番３―207号
債務者　伊藤あゆみ
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１８５号
福岡市城南区樋井川６丁目15番14―102号
債務者　古澤　龍雄
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園田　真紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３３８号
福岡県糟屋郡新宮町下府１丁目６番17号　ドミール新宮201号、前住所福岡県糟屋郡新宮町下府３丁目７番18号
債務者　居酒屋賢軒こと　藤田　賢治
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１２２６号
那覇市具志３丁目15番２号　マンション風雅402
債務者　松田　充泰
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３６号
神戸市垂水区塩屋町３丁目20番15号　ハイツユキ104号
債務者　山崎　玲子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　皓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０８号
福岡県糸島市篠原西１丁目17番１―102号
債務者　田邉　信一
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碇　啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５８号
大津市一里山４丁目26番55号　サンホーム21　205号、前住所京都府宇治市五ケ庄広岡谷２番地の364
債務者　川口　勝
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相馬　宏行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８２号
横浜市保土ヶ谷区仏向町1187　レオパレスＰＵＲＥＲＩＳＥ201号室、住民票上の住所大津市勧学２丁目15番13号，前住所大津市錦織２丁目９番35号
債務者　山村　和人
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７８９号
大阪市西区立売堀５丁目１番６号502
債務者　森川　佑美
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜷川　敦之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１７５号
大阪市生野区巽南３丁目11番16―504号
債務者　竹内　信夫
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４５号
茨城県笠間市住吉1332番地５　タウン松山１階Ｅ号室、住民票上の住所茨城県筑西市辻1472番地６
債務者　竹中　征男
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村　和俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第２５２号
広島市安芸区中野３丁目32番２号
債務者　竹野　孝
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５３号
広島市安芸区中野３丁目32番２号
債務者　竹野　順子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６０号
福岡市城南区別府７丁目13番19号
債務者　渡邉　純子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲谷陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３９２号
福岡市博多区堅粕４丁目13番30―308号
債務者　吉田　優
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　健志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部